

コーデックス総会及び各部会の主要議題（農林水産省のホームページに掲載）

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
------	-------------	-------------------------

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
動物用飼料に関する今後の活動	新規作業提案及び適正動物飼養規範の各国における実施状況について情報提供を求める回覧文書が回付され、第 31 回総会(2008 年 6 月)で検討。	消費・安全局 畜水産安全管理課

### 総会(CAC)

<sup>\*1</sup> 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

### 一般原則部会(CCGP)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
食品の国際貿易に係る倫理規約の改訂	ステップ3。 第 24 回部会中に設置された非公式作業部会が作成した原案についてコメントを求め、次回第 25 回部会(2009 年 4 月)で検討。	消費・安全局 国際基準課
リスク分析に関する用語(「リスクベース」等)の定義	第 23 回、24 回部会でニュージーランドが作成した討議文書を検討。ニュージーランド、イギリスが討議文書を改訂し次回部会で検討。	消費・安全局 消費・安全政策課
規格策定手続きの修正(コンセンサスの定義を含む。)	「コンセンサス」の定義については第 60 回執行委員会(2007 年 12 月)で各部会の議長から情報提供を求めるための質問票の内容を検討し、その質問票に対するコメントに基づき、次回部会で検討。	消費・安全局 国際基準課
地域調整部会の委託事項の見直し	次回地域調整部会で検討。その結果及び地域部会での適用結果をもとに、次回部会で再検討。	

<sup>\*1</sup> 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

### 食品添加物部会(CCFA)

個別食品規格の添加物条項の GSFA への包含(一対多対応)	コーデックス事務局が個別食品規格に含まれる添加物の情報を取りまとめる。 次回第 40 回部会(2008 年 4 月)で検討。	消費・安全局 国際基準課
--------------------------------	---	-----------------

コーデックス分類名及び国際番号システム (GL36-1989)の改訂	セクション2をステップ7で保留。コーデックス事務局がセクション1を改訂、セクション3を更新し、次回部会で検討。
香料の使用に関するガイドライン	ステップ6。 第30回総会(2007年7月)でステップ5で採択。 セクション4・附属書A及びBはステップ2。 アメリカを中心とする電子作業部会で検討。
GSFAの添加物条項 着色料、甘味料、その他添加物、アルミニウム含む食品添加物	ステップ6及び3。 アメリカを中心とする作業部会で検討。
INS 1204 プルランの最大使用基準値	ステップ4で保留し、今後検討。
GSFA食品分類システムの改訂	第30回総会において新規作業として承認。インドネシアを中心とする作業部会で検討。
加工助剤の目録、リストの更新	ニュージーランドが更新した目録を作成し、次回部会で検討。
加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議文書	インドネシアを中心とする作業部会で検討。
食品添加物国際番号システム(INS)の改訂	食品添加物の規格とINSにある添加物名の不整合を特定し部会に勧告するためのデンマークを中心とする作業部会を設置し検討。
JECFAにより評価される食品添加物の優先リスト	各国にコメントを求め、検討。
食品添加物の規格及び純度	次回部会で検討。
個別規格の食品添加物条項の承認	各部会から承認を求められる食品添加物条項の検討。
光沢剤に関する添加物の使用基準を検討するための選択肢に関する討議文書	カナダが討議文書を作成したものの、優先順位が低いため、将来的に検討。

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

汚染物質部会(GCCF)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*
手続きマニュアル		
個別食品部会と一般問題部会との関係の汚染物質セクション	コーデックス事務局が原案を準備。次回第 2 回部会(2008 年 3 月)で検討するかは不明。	消費・安全局 農産安全管理課
食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTF)	ステップ 2 に差し戻し、EC を中心とする電子作業部会で検討。食品分類システムの改訂も含む。	
食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTF)の前文の改訂	ステップ 2 に差し戻し、EC を中心とする電子作業部会で検討。食品分類システムの改訂も含む。	
汚染物質基準値のリストに関する作業文書(毎年更新)	日本とオランダが作業文書を作成。	
スケジュール I の様式に関する検討	次回部会で検討。	
かび毒の残留基準等		
オクラトキシン A(小麦・大麦・カラスムギ麦の最大基準値)	ステップ 7 で保留。第 68 回 JECFA(2007 年 6 月)の結果を考慮し、次回部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	消費・安全局 農産安全管理課
アフラトキシン(加工用及び直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオの最大基準値)	加工用及び直接消費用ともにステップ7で保留。第 68 回 JECFA の結果を考慮し次回部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオの総アフラトキシンの最大基準値に関する討議文書	EC を中心とする電子作業部会で更新し、次回部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
アフラトキシン(アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのサンプリングプラン)	ステップ 2 に差し戻し、アメリカを中心とする電子作業部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
ブラジルナッツのアフラトキシン汚染に関する討議文書	ブラジルが討議文書を更新し、次回部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内)	

	<a href="#">かび毒についての情報</a>	
乾燥イチジク中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範	第 30 回総会(2007 年 7 月)において新規作業として承認。トルコを中心とする電子作業部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
デオキシニバレノール(DON)に関する討議文書	当分の間検討を中止し、各国に対し DON 汚染に関するデータを提出するよう要請。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
コーヒー中のオクラトキシン A に関する討議文書	ブラジルを中心とする電子作業部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書	ガーナを中心とする電子作業部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">かび毒についての情報</a>	
食品中の産業及び環境汚染物質		
ダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 分析法に関する検討	第 29 回総会(2006 年 7 月)で行動規範を採択。ダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB の濃度範囲を拡大する必要があるれば次回部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">魚介類のダイオキシン類</a> <a href="#">ダイオキシン対策</a> <a href="#">魚食と健康</a>	消費・安全局 農産安全管理課
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範	ステップ 2 に戻し、アメリカ及びイギリスを中心とする電子作業部会で検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">アクリルアミドに関する情報</a>	消費・安全局 消費・安全政策課
酸加水分解植物タンパク(酸-HVP)とそれを含む食品の製造における 3-MCPD 低減のための行動規範	ステップ 6。 第 30 回総会においてステップ 5 で採択された。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">クロロプロパノール類に関する情報</a>	
酸-HVP を含む液体調味料中(醸造醤油を除く)の 3-MCPD の最大基準値	ステップ 6。 第 30 回総会においてステップ 5 で採択された。 3-MCPD の低減に関する実施規範の策定とその実施後に検討。  関連情報:(農林水産省ホームページ内) <a href="#">クロロプロパノール類に関する情報</a>	
薫製及び直火乾燥工程から生じる多環芳香族炭化水素(PAH)による食品	ステップ 2 に戻し、デンマークを中心とする電子作業部会で検討。	

汚染の低減に関する実施規範		
魚中のメチル水銀のガイドライン値の改訂	FAO/WHO 専門会議でメチル水銀の悪影響と魚食の利点の検討を行うまで、検討を延期。  関連情報: (農林水産省ホームページ内) <a href="#">魚介類の水銀</a> <a href="#">魚食と健康</a>	
汚染物質、天然毒素の優先リスト	各国にコメントを求め、検討。	
個別規格の汚染物質条項の承認	各部会から承認を求められる汚染物質条項の検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

関連情報: [個別危害要因への対応\(有害化学物質\)\(農林水産省ホームページ内\)](#)

食品衛生部会(CCFH)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
食品衛生部会に適用されるリスク分析ポリシー	次回第 39 回部会(2007 年 10 月)の前に開催される作業優先付けの作業部会で検討。	消費・安全局 消費・安全政策課
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン	本文:第 30 回総会(2007 年 7 月)において最終採択された。 附属書Ⅲ:ステップ 4 で保留し、アメリカを中心とする物理的作業部会(2007 年 6 月)で検討。	
食品衛生管理方法の確認(validation)に関するガイドライン	ステップ 2 に戻し、アメリカを中心とする物理的作業部会(2007 年 6 月)で検討。	
卵及び卵製品に関する衛生実施規範の改訂	本文:第 30 回総会で最終採択された。 附属書:ステップ 4 で保留し、微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン附属書Ⅲの物理的作業部会で一緒に検討。	
調理済み食品中のリステリア菌(Listeria monocytogenes)の管理における食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン	本文:第 30 回総会で最終採択された。 附属書 2:ステップ 2。ドイツを中心とする物理的作業部会(2007 年 6 月)で検討。	
ブロイラー鶏肉のカンピロバクター及びサルモネラ属のコントロールのための指針	新規作業として第 30 回総会において承認。指針案の範囲をブロイラーだけでなく鶏肉全般に広げることを検討するよう要請された。ニュージーランド及びスウェーデンを中心とした物理的作業部会(2007 年 5 月)において討議文書を作成。	
牛ひき肉と発酵ソーセージ中の腸管出血性大腸菌のリスクに基づく管理に対する食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン	アメリカが次々回第 40 回部会(2008 年 12 月)に新規作業提案を提出する予定。	—
乳幼児用調製粉乳に関する衛生規範	ステップ 2 カナダを中心とする物理的作業部会(2007 年 6 月)で検討。	—
魚介類中の病原性 Vibrio parahaemolyticus の管理のための衛生実施規範	アメリカ提案。CCFH での作業優先順位付けの作業部会において、第 2 位とされた。来年の部会において新規作業とするか検討。	消費・安全局 畜水産安全管理課
生鮮野菜及び果実の衛生実施規範の附属書(品目別規範の作成)	アメリカ提案。来年の部会での新規作業提案に向けて、専門家会合が開催される予定。回覧文書にて専門家会合で扱うべき問題についてコメントが求められている。	消費・安全局 農産安全管理課
国際貿易における乳・乳製品へのラクトペルオキシダーゼシステムの使用	第 30 回総会において、再度回覧文書でコメントを求め検討することに合意。また、第 27 回総会で採択した、乳・乳製品における衛生規範から脚注 9 を削除することにも合意。	—

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

関連情報: [個別危害要因への対応\(食品媒介有害微生物\)\(農林水産省ホームページ内\)](#)

食品表示部会(CCFL)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正－附属書2(使用可能な資材)の改訂	ステップ6。 第30回総会(2007年7月)においてステップ5で採択された。	消費・安全局 表示・規格課
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの修正(エチレン)	ステップ6。 第30回総会においてステップ5で採択された。	
包装食品の表示に関する一般規格の修正(原材料の量に関する表示)	ステップ6。 第30回総会においてステップ5で採択された。	
栄養・健康強調表示に関する「広告」の定義	ステップ6。 第30回総会においてステップ5で採択された。	
包装食品の表示に関する一般規格の修正案: 定義(遺伝子組換え食品の表示)	ステップ7。	
遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示ガイドライン	ステップ4。 作業部会(2008年1月)を設置して作業を継続する。	
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの修正(附属書2表2からのロテノンの削除又は使用の限定)	日本が新規作業とすることを提案している。次回第36回部会(2008年4月)で再検討。	
規格化された食品名の、栄養改変した食品への使用に関する検討	カナダを中心とする電子作業部会を設置。	
食事、運動及び健康に関するWHOのグローバル戦略の実施	CCFLでの検討結果を待つて第31回総会(2008年6月)で報告される。	
個別食品規格の表示に関する条項の承認	各部会から承認を求められる表示条項の検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 分析・サンプリング法部会(CCMAS)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
承認できる分析法の評価 ガイドライン	ガイドラインの科学的内容に関する論文が出版されるまで作成作業を中止し、ステップ7で保留。	消費・安全局 消費・安全政策課
分析(試験)結果の違い に起因する紛争を解決す るためのガイドライン	ステップ6。 コメントを求め、次回第29回部会(2008年3月)で 検討。	
バイオテクノロジー応用 食品の検出と同定に関 する試験法のための規 準	ドイツ及びイギリスを中心とした電子作業部会で討 議文書の改訂を行う。	—
ダイオキシン及びダイオ キシン類似 PCB 汚染の 行動規範の分析法条項	第29回総会(2006年7月)において、サンプリング 及び分析法条項を見直し、改訂の必要性を検討す ることが求められた。 CCCFからの返答を基に次回部会で検討。	消費・安全局 農産安全管理課 畜水産安全管理課
微量元素分析法の規準 化	スウェーデン、ノルウェー、NMKL(Nordic Committee on Food Analysis)が討議文書を改訂 し、次回部会で検討。	消費・安全局 消費・安全政策課
分析用語ガイドラインの 策定	ステップ3 コメントを求め、次回部会で検討。	
測定の不確かさに関する 指針	イギリスを中心とする電子作業部会で討議文書を 作成し、この文書の対象も含めて新規作業の方向 性について次回部会で検討。	
サンプリングの不確かさ に関する指針	測定の不確かさに関する指針の附属書として作 成する。	
コーデックス規格に詳細 な規定がない分析法に 関するCCMASの役割及 び付託事項の検討	オランダが討議文書を作成し、次回部会で検討。	
公表されたデータの信頼 度に関するCCMASの役 割	スウェーデンが討議文書を作成し、次回部会で検 討。	
個別規格のための分析 法及びサンプリング法の 承認	各部会から承認を求められる分析法の検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品  
安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 残留農薬部会(CCPR)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
最大残留農薬基準値の定期的見直し手続きの改訂	第24回 CCGP(2007年4月)の勧告により、手続きを改訂すること及び手続きマニュアルに含めるかどうかを次回第40回部会(2008年4月)で検討。	消費・安全局 農産安全管理課
食品及び飼料中の最大残留農薬基準値(MRL)	ステップ6及び3 ステップ7及び4に保留したMRLは、JMPRの評価結果等を待って検討。	
食品・飼料分類の改訂	ステップ3に戻しコメントを求め、オランダ及びアメリカを中心とする電子作業部会で検討。	
農薬の優先リスト(新農薬の追加、定期見直し中の農薬)	定期的な再評価リストについてコメントを求め、次回部会で検討。また、優先順位化規準の修正の必要性について次回部会で検討。	
加工食品のMRLの設定	JMPRからのコメントを基に、加工係数の適用に関するガイドラインの要否について次回部会で検討。	
結果の不確かさの推定法の適用に関する討議文書	IAEAを中心とする電子作業部会が討議文書を作成。	
全乳及び乳脂肪中の脂溶性農薬の分析法	各国等から情報を収集し、次回部会で検討。	
急性摂取による懸念がJMPRにより特定された際に他の適正農業規範(GAP)を使ってより低い農薬残留基準値を設定するための手続き	JMPRからのアドバイスを考慮して次回部会で検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
CCRVDF におけるリスク管理原則及び選択に関する討議文書	フランスを中心とする電子作業部会が討議文書を作成し、次回第 17 回部会(2007 年 9 月)で検討。	消費・安全局 畜水産安全管理課
動物用医薬品の最大残留基準値	ステップ 7、4 及び 3。	
食料を生産する動物における動物用医薬品の使用に関する食品安全確保のための国家規制プログラムの計画及び実施のためのガイドライン	ステップ 6。 第 29 回総会(2006 年 7 月)においてステップ 5 で採択された。	
食品中の残留動物用医薬品の分析法	次回部会の前に、分析・サンプリング法に関する特別作業部会(カナダ・イギリスが共同座長)を開催し、検討。	
ADI/MRL のない動物用医薬品の残留に関する検討	2007 年 3 月に開催された作業部会の結果を踏まえて次回部会で検討。	
JECFA で評価される動物薬の優先リスト	部会直前にオーストラリアを中心とする作業部会を開催し検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの附属書	ステップ 2。 原案を再草稿するために、アメリカを中心とする作業部会を 2007 年 6 月に開催。作業部会作成の原案を基に、次回第 16 回部会(2007 年 11 月)で検討。	消費・安全局 国際基準課
食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20-1995)の見直し	討議文書をニュージーランドが作成する。	
食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL34-1997)の見直し	討議文書をニュージーランドが作成する。	
食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)の委託事項の見直し	討議文書をオーストラリアが作成する。	
海外監査団による検査の実施に関するガイドラインの作成	討議文書を電子作業部会が作成する。(提案国:オーストラリア、日本も参加)。	
品質規格に合致するための生鮮果実・野菜の検査・認証のガイドライン	第 30 回総会(2007 年 7 月)において、CCFFV で検討している左記案について CCFICS の見解を求めするため送付される。	
乳・乳製品の輸出証明モデル	ステップ 6。 次回部会直前に作業部会で検討。GL 38-2001 との整合性について CCMMP から CCFICS に意見を求めている。	
食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のためのガイドライン	討議文書をノルウェーが作成する。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 栄養特殊用途食品部会(CCNFSDU)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
CCNFDSU におけるリスク分析の適用	第 30 回総会(2007 年 7 月)において新規作業として承認。	消費・安全局 国際基準課
栄養強調表示ガイドライン(食物繊維含有の要件等)	ステップ 6。 回覧文書によるコメントを求め、議論を継続。	
グルテンフリー食品の規格	ステップ 6。 次回第 29 回部会(2007 年 11 月)の前に作業部会を開催する。	
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リストの改訂	ステップ 6 第 30 回総会においてステップ5で採択された。	
健康強調表示の科学的根拠に関する勧告	ステップ 4。 次回部会で検討。	
栄養参照量の改訂又は追加の提案	韓国を中心とする電子作業部会で検討。	
必須栄養素の食品への添加に関する一般原則改訂の提案	カナダが次回部会までに討議文書を作成。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

加工果実・野菜部会(CCPFV)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
野菜缶詰の規格	ステップ 6。 第 30 回総会(2007 年 7 月)においてステップ 5 で採択。個別の野菜缶詰に関する附属書及び充填剤については、ステップ 3 に戻し、コメントを求める。	生産局 園芸課
ジャム、ゼリー、マーマレードの規格	ステップ 6。 第 30 回総会においてステップ 5 で採択。	
果実及び野菜缶詰の最小固形物重量を管理するための計測学上の規程を含むサンプリングプラン	ステップ 2。 第 30 回総会において新規作業として承認。	
加工果実・野菜の規格化の優先リスト	コメントを求め、引き続き検討。	
加工果実・野菜に関する分析及びサンプリング法	検討中の規格に適用する分析及びサンプリング法、aqueous coconut products、coconut cream 及び coconut milk の分析法の検討。	
加工果実・野菜規格の食品添加物リスト	ステップ 8 で総会に送付される規格に将来的に含めるため及び現在検討中の規格に含めるための添加物の検討	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 油脂部会(CCFO)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範に収載される許容される前荷リスト	ステップ 6 及び 3。 コメントを求め、次回第 21 回部会(2009 年 2 月)で検討。	総合食料局 食品産業振興課
FAO/WHO 技術会合が作成した、許容される前荷に関する規準	ステップ 3。 コメントを求め、次回部会で検討。	
名前の付いた植物油規格の修正(米ぬか油規格)	ステップ 6。 脂肪酸組成の一部、その他ステロールの数値、国際市場における貿易量等についてコメントを求め、次回部会で検討。	
名前のついた植物油規格の修正(無漂白パーム油)	ステップ 3。 コメント及び生産国からのデータを求め、次回部会で検討。	
オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格のセクション 3.9:リノレン酸含有量の検討	ステップ 3。 コメントを求め、次回部会で検討。	
名前のついた植物油規格の修正(パーム核ステアリン及びパーム核オレイン)	第 30 回総会(2007 年 7 月)において新規作業として承認。マレーシアが修正原案を作成。	
名前のついた植物油規格の改訂のための規準に関する討議文書	新規作業とするかどうか決定するため、カナダ、アメリカ及びフランスが討議文書を改訂し、次回部会で検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 魚類・水産製品部会(CCFFP)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
魚種の規格への追加手続きの改訂	第 30 回総会(2007 年 7 月)において新規作業として承認。フランスを中心に改訂案を作成。	水産庁 加工流通課
魚類・水産製品取扱規範(活及び生鮮二枚貝、ロブスター及びかに)	ステップ 6。 第 30 回総会においてステップ 5 で採択。	
活及び生鮮二枚貝類製品の規格	ステップ 6。 第 30 回総会においてステップ 5 で採択。	
チョウザメキャビアの規格	ステップ 6 に差し戻し、次回第 29 回部会(2008 年 3 月)で検討。	
急速冷凍ホタテ貝柱製品の規格	ステップ 4 で保留。次回部会で検討。	
ホタテの加工に関する製造規範	ステップ 4 で保留。次回部会で検討。	
魚類・水産製品取扱規範(その他セクション)	ステップ 3 に差し戻し。	
燻製魚製品の規格	ステップ 2。 オランダを中心とする電子作業部会で検討。	
フィッシュソースの規格	第 30 回総会において新規作業として承認。ベトナム及びタイを中心に原案を作成。	
急速冷凍魚スティック規格の修正(窒素係数)	第 30 回総会において新規作業として承認。タイを中心に修正原案を作成。	
生鮮／活及び冷凍あわびの規格	第 30 回総会において新規作業として承認。南アフリカが原案を作成。	
いわし及びいわし類缶詰規格への魚種の追加	エクアドルが新規作業の提案文書を作成、次回部会で検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
トマトの規格	ステップ 7。 (セクション 3-大きさはステップ 6)	生産局 園芸課
ビターキャッサバの規格	ステップ 6。 第 30 回総会(2007 年 7 月)においてステップ 5 で採択。トンガを中心とする電子作業部会で検討。	
生鮮果実・野菜の検査・認証のためのガイドライン	ステップ 6。 第 30 回総会においてステップ 5 で採択。カナダを中心とする電子作業部会で検討。	
りんごの規格	ステップ 2。 アメリカを中心として、2007 年 9 月に作業部会を開催し検討。	
生鮮果実・野菜の規格策定のための優先リスト	次回第 14 回部会(2008 年 5 月)で検討するため、優先リストの改訂に対するコメントを引き続き求める。	
生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式	コメントを求め、次回部会で検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 乳・乳製品部会 (CCMMP)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課*1
発酵乳飲料の規格	ステップ 3。 インドネシアを中心とする電子作業部会が作成した原案についてコメントを求める。	生産局 牛乳乳製品課
プロセスチーズの規格	ステップ 3。 2007 年 3 月にニュージーランドを中心とする作業部会を開催し、原案を作成。	
乳・乳製品の輸出証明書モデル	ステップ 6。 次回第 8 回部会(2008 年 2 月)直前に作業部会で検討。GL 38-2001 との整合性について CCFICS に意見を求める。	
クリーム及び調整クリーム規格の添加物リストの改訂	ステップ 2。 第 29 回総会(2007 年 7 月)において新規作業として承認。	
発酵乳製品規格に関する特定食品添加物リスト化の検討	アメリカが作成した討議文書を配布し、コメントを求める。	
有意な測定誤差のある乳製品のサンプリング計画に関する討議文書	ニュージーランドを中心とする電子作業部会で検討。	
乳・乳製品規格の分析及びサンプリング法	IDF/ISO 作業部会で検討。	

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
ナチュラルミネラルウォーター規格(CODEX STAN 108-1981)のセクション3.2“Health-related limits for certain substances”の改訂	第30回総会(2007年7月)において、左記セクションの改訂を行うため、現在休会中である部会を立ち上げることに合意された。部会は最大2回開催される。回覧文書によりコメントを求め、部会で検討。第8回部会は2008年2月に開催予定。	総合食料局 食品産業振興課

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン	薬剤耐性マーカー遺伝子(原案パラ64-67)についてはステップ3、その他の章はステップ4。	農林水産技術会議事務局 技術安全課
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインの附属書(栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価)	ステップ3。 カナダを中心とした作業部会(2007年5月)で附属書原案を作成。コメントを求め、次回第7回特別部会(2007年9月)で検討。	農林水産技術会議事務局 先端産業技術研究課
微量に存在する組換え DNA 植物に関する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインの附属書	ステップ3。 アメリカを中心とした作業部会(2007年3月)で附属書原案を作成。コメントを求め、次回特別部会で検討。	消費・安全局 国際基準課

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAR)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
抗菌剤耐性に係る作業	第29回総会において、韓国を中心とする特別部会の設置が合意された。回覧文書により新規作業の具体的な提案が求められた。第1回特別部会は2007年10月に開催予定。	消費・安全局 畜水産安全管理課

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## 急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会(TFPHQFF)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
急速冷凍食品の加工及び取扱いのための国際行動規範	ステップ3。 第29回総会(2006年7月)において、タイを議長国とする特別部会の設置が合意された。特別部会は会合を1回開催し、2年以内に改訂作業を終了させることとされた。第1回特別部会は2008年2月に開催予定。	総合食料局 食品産業振興課

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。

## アジア地域調整部会(CCASIA)

主要議題	検討状況(ステップ等)	農林水産省の担当課 <sup>*1</sup>
朝鮮人参の規格	ステップ6。 第30回総会(2007年7月)においてステップ5で採択された。	生産局 特産振興課
コチュジャンの規格	ステップ6。 第30回総会においてステップ5で採択された。	総合食料局 食品産業振興課
発酵大豆ペーストの規格	品質要件、2つの食品添加物及び7章の最小容量はステップ3に戻され、その他はステップ4に留められた。「品質要件」の検討のため韓国を中心とする電子作業部会が設置された。	
非発酵大豆製品の規格	ステップ2。 中国及びタイを中心とする電子作業部会で規格原案を再度作成。	
チリソースの規格	ステップ2。 第30回総会において地域規格の新規作業として承認された。	生産局 園芸課
さご椰子粉の規格	ステップ2。 第30回総会において地域規格の新規作業として承認された。	生産局 特産振興課
CCASIAにおける戦略的計画の策定	第15回部会(2006年11月)で本件の計画を策定することが合意された。マレーシアが提出した案文についてコメントを求め、次回第16回部会(2008年11月)で検討。	消費・安全局 国際基準課

\*1 担当課については、農林水産省内の担当のみ記載しています。厚生労働省の連絡先は医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室(電話 03-5253-1111(内線 2407、2408))です。